平成２９年（フ）第１８２号
茨城県取手市白山８丁目９番48号、前住所千葉県柏市南増尾６丁目５番16号
破産者　竹内志江子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第２０３号
埼玉県三郷市谷口８番地　ハイライズ壱番館305、前住所茨城県取手市戸頭７丁目７番22―501号
破産者　髙坂千惠子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第７２５号
埼玉県草加市弁天１丁目22番１号
破産者　瀧澤　　真
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０８号
愛知県一宮市南小渕字吹揚52番地２　ポラリスＴＫ103号
破産者　佐保　丞治
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１８号
愛知県稲沢市国府宮１丁目10番14―202号
破産者　広瀬　孝次
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第３１号
兵庫県加古川市平荘町里627番地、従前の住所東京都練馬区大泉町３丁目33番27号　アーバンルネッサンス302号
破産者　前川　　健
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５３３号
兵庫県姫路市広峰１丁目13番１―502号　市営伊伝居住宅、従前の住所兵庫県姫路市城東町京口台74番地　京口駅前ビル１Ｆ102号
破産者　中川　修一
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第４８８号
広島県山県郡北広島町有田370番地６
破産者　梅野　一弘（旧姓椎名）
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０１４号
広島県東広島市西条町馬木238番地63
破産者　桑田　典子
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７５号
広島県福山市南蔵王町６丁目19番11号　シティハイツアーバンしみず102、前住所広島県福山市日吉台２丁目32番１―709号　エバーグリーン日吉台
破産者　三森　利夫
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１６９号
広島県福山市神辺町大字新湯野10番地13　サンハイツエバンス203
破産者　北村千佳志
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１９３号
広島県福山市草戸町４丁目13番３号、前住所岡山県岡山市北区柳町１丁目６番３号　柳町ホワイトビル501
破産者　三宅　亮輔
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第１４１号
山口県防府市上天神町９番５―101号　シンセリティ天神、前住所山口県防府市迫戸町４番14号
破産者　世良歯科医院こと　岡村　行男
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２３号
福岡県太宰府市吉松１丁目21番21―102号、前住所愛知県豊橋市大崎町字東里中49番地１―105
破産者　田中　裕一
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３８号
福岡市東区香椎照葉１丁目３番７―904号
破産者　佐藤　正浩
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７０号
長崎県雲仙市吾妻町布江名1301番地
破産者　野口　卓巳
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２９年（フ）第２８４号
大分市大在北３丁目２番１Ａ１―47号
破産者　佐々木美香
1　決定年月日　平成30年４月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４０号
秋田市浜田字陳ヶ原15―５　社会福祉法人松寿会　養護老人ホーム松寿園、前住所秋田市山王中園町11番７号　八幡第１ビル306号
破産者　菅原アサ子
1　決定年月日　平成30年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部